

「三重県多文化共生社会づくり指針（第2期）（中間案）」にかかるパブリックコメントでいただいた主なご意見と県の考え方

対応区分	
①反映する：最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの。	④反映または参考にさせていただくことが難しいもの。（県の考え方や、施策の取組方向等と異なるもの。事業主体が県以外のもの。法令などで規定されており、県として実施できないもの。）
②反映済：意見や提案内容が既に反映されているもの。	⑤その他（①～④に該当しないもの）
③参考にする：最終案や今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの。	

<p>いただいたご意見の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本意見募集と関連のないご意見等が提出された場合は、そのご意見については公表していません。 ・類似のご意見等が提出された場合は、適宜整理のうえ、まとめて公表しています。 ・ご意見を公表することで、個人または法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがある場合は、その全部又は一部を削除しています。 ・ご意見の中に誹謗・中傷等及び差別的あるいは差別を助長するおそれのある表現が含まれる場合は、置き換え、言い換え等の加筆、修正や削除を行っています。
--

※「三重県多文化共生社会づくり指針（第2期）」中間案冊子におけるページです。

番号	該当箇所		ページ※	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
1	4 施策の展開 (1)	施策 3 - 1 日本語によるコミュニケーションの支援	P18	「学校や地域における日本語教育の環境整備」とありますが、外国人が働いている企業との協力も必要だと感じます。企業の方とお話させていただきますが、ほとんどの企業は従業員の日本語教育に無関心です。通訳がいるから必要ない、日本語を勉強している暇はない、といったお話を聞きます。このような企業にどのように協力を求めていかも、具体的に盛り込んでいただきたいです。	③	「日本語教育の推進に関する法律」第6条には、外国人等を雇用する事業主の責務として「国又は地方公共団体が実施する日本語教育の推進に関する施策に協力するとともに、その雇用する外国人等及びその家族に対する日本語学習の機会の提供その他の日本語学習に関する支援に努めるものとする」と規定されています。 具体的な内容については、日本語教育に関する計画等を県が今後策定する過程において検討していきます。
2	4 施策の展開 (1)	施策 2 - 3 ライフステージに応じた支援	P16	ある市では高校進学率はほぼ 100%と聞いていますが、一方で外国にルーツを持った生徒が中退したという話も耳にします。市では義務教育終了後の支援が難しいといった話も聞きますので、高校入学後の支援も盛り込んでいただきたいです。	①	日本語指導が必要な外国人生徒への学習支援を行う外国人生徒支援専門員（ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語等）を、拠点校となる県立高等学校に配置することを追記しました。 キャリア教育については 16 ページに記載の「進路セミナー」を実施します。

番号	該当箇所		ページ※	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
3	4 施策の展開 (1)	施策 1 - 2 研修や啓発活動等の実施	P13	【取組の概要】に「多文化共生社会を実現するためには、多文化共生の必要性や意義を理解した上で、日本人と外国人の双方が互いを知って認めあう必要があります」とあるが、外国人に対する差別がないとはいえない現状である。 【主な取組】の「外国人の人権をテーマに啓発事業を実施します」のところで、差別の現実にしかりとむきあい、とりくみをすすめていくことが求められる。	①	ご意見をふまえ、「地域の実情をふまえた外国人の人権をテーマとする啓発事業を実施します。」と修正しました。
4	4 施策の展開 (1)	施策 2 - 1 行政・生活情報の多言語化と相談体制の整備	P14	「みえ外国人相談サポートセンター (M i e c o)」が新設されたことにより、外国人住民からの相談を一元的に受けつけることが可能となった。外国人住民がかかえる悩みをていねいに聞きとることができ、関係機関と連携して解決できる M i e c o のはたす役割は大きい。事業の拡大・充実に努める。	②	「みえ外国人相談サポートセンター (MieCo)」の周知に努めるとともに、寄せられる相談件数や内容、相談者のニーズをふまえ、業務内容の拡充を検討します。
5	4 施策の展開 (1)	施策 2 - 2 安全対策の推進	P15	「県ホームページに、弾道ミサイルが落下する可能性がある場合に取りべきべき行動や情報提供アプリ「Safety tips」などにかかる国等のホームページへのリンクを設け、多言語による国民保護情報を提供します」とあるが、多文化共生社会をめざすための指針であるにもかかわらず、国と国との対立を前提としている表現になっている。防災情報のことが書いてある上の文章とつなげて表現するべきである。	①	記載した内容は下記のページについて言及したものです。 http://www.pref.mie.lg.jp/KI2KANRI/HP/m0101300018.htm 次のとおり文章を整理して掲載しました。 「国民保護情報に関する国の多言語ホームページや、国民保護情報等を多言語で提供するアプリ「Safety tips」等について、県のホームページで紹介します」

番号	該当箇所		ページ※	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
6	4 施策の展開 (1)	施策 2 - 3 ライフステージに応じた支援◎子ども（乳幼児・児童期）～青年期	P16	「県立高等学校入学者選抜において…」とあるが、入学してからも日本語教育や文化のちがい等の支援も充実できるようなしくみづくりが必要。小中学校では、外国につながるのある子どもたちは、国籍や母語、生活背景等さまざま、日本で生活や自分の将来に大きな不安を抱きながら学校生活を送っている現状がある。言いたいことがうまく言いあわせないなかでも、覚えてたことばで必死に伝えようとしている姿がみられる。日本語指導は当然に必要であると考え、子どもたちが自らのルーツを大切にでき、アイデンティティが確立できるよう、母語保障や文化を大切にできるような環境が必要であると考え。	①	「外国人生徒が、文化や生活習慣の違い、言葉が通じないことから生じる生活や学習に関する不安や悩みについて、母国語で相談できるSNS相談を実施します。」を追記しました。 日本語指導が必要な外国人生徒への学習支援を行う外国人生徒支援専門員（ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語等）を、拠点校となる県立高等学校に配置することを追記しました。 16 ページには「外国児童生徒教育対応教員や外国人児童生徒巡回相談員の配置」について記載しています。 また、13 ページ記載の取組「国際交流員の派遣」を行います。 20 ページに記載の三重県国際交流財団が行う「母語の大切さを伝えアイデンティティ（自己）を育む活動」にも期待されます。
7	4 施策の展開 (1)	施策 2 - 3 ライフステージに応じた支援◎成人期	P17	成人期に「日本語指導が必要な外国人」に対する記述がなされていない。子ども～青年期に、日本語指導が必要な児童生徒へのていねいな対応はもちろん、成人であっても、日本語教育が必要な外国人が日本語を学べるしくみが必要。	①	18 ページに記載している日本語教育に関する取組は成人期も対象とするため、当該箇所にも記載しました。
8	4 施策の展開 (1)	施策 2 - 3 ライフステージに応じた支援◎成人期<適切な労働環境の確保>	P17	「企業等を対象に、法令遵守や働きやすい労働環境の整備に向けたセミナー等を開催」することは、外国人が安心して働きやすい環境づくりにつながり、使用者もその準備にむけ具体的に何が必要かを事前に把握することができる。引きつづき、とりくみをすすめるよう求める。	③	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
9	1 指針の基本的事項 (3)改訂の方法		P1	「県議会での議論をはじめ」とあるが、三重県議会で本当に議論をしたものなのか。	②	三重県議会環境生活農林水産常任委員会において議論されました。

番号	該当箇所		ページ※	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
10	全般		-	ネイティブ言語が外国語である日本人に対応していくために、「外国人住民」より適した表現はないのか。外国につながる住民と併記されているのは一部だけで、大部分では外国人住民のみが記載されている。	①	母語が日本語ではない日本人等については認識しており、6ページ「日本語指導が必要な児童生徒」「日本人も多様になっている」、11ページ「指針の対象者」で記載しています。用語としては常用されている「外国人住民」を使用しますが、施策を進めるにあたっては、母語が日本語でない等の日本人住民にも留意することを、より明確に記載しました（指針 P11）。
11	4 施策の展開 (1)	施策 1-2 研修や啓発活動等の実施 施策 3-2 多文化共生の地域をつくる行動の促進	P13 P19	日本人住民と外国人住民の人間関係をつなぐことで地域社会への参加を支援しつつ、双方が生活しやすいまちづくりに貢献するコーディネーターについて、地域の実情が把握しやすい公民館などの生涯学習施設の職員として配置することを提案いたします。 1. コーディネーターとして施設職員の活用を明示、2. コーディネーター機能（問題の緩和、双方の住民の人間関係をつなぐ）の明示、3. これら施策の評価方法の明示、4. コーディネーター育成研修の実施を明示、5. 県による優良事例の公表、という5点について指針への追加を提案します。	①	日本人住民と外国人住民をつなぐ人材（コーディネーター）のあり方や、既存の資源を利用することなどについては、各市町の事情を調査する必要があります。このため、施策 3-2 に「多文化共生の地域づくりのキーパーソンとなる人材のあり方や育成について市町等と検討します」と記載しました。
12	4 施策の展開 (1)	施策 3-2 多文化共生の地域をつくる行動の促進	P19	三重県四日市市における「多文化共生モデル地区担当コーディネーター」事業は、地域における外国人材の受入れ・共生を促進するグッドプラクティスとして、全国的にも稀有な取り組みです。 そこで、みえ多文化共生地域協議会（仮称）を設置した後、地域における外国人材の受入れ・共生に関する最重要施策として、国が、同様の施策を三重県内で横展開するよう、県から国への提案について指針に記載することを提案いたします。	③	みえ多文化共生地域協議会（仮称）は、13、19、22 ページに記載したように、国、市町、経済団体等と連携して、外国人材の受入れ・共生に関する施策や課題への対応を協議する場となります。 また、20 ページに記載したように、国には地方公共団体が取り組む多文化共生施策に対して総合的サポートを行うことが望まれるところです。